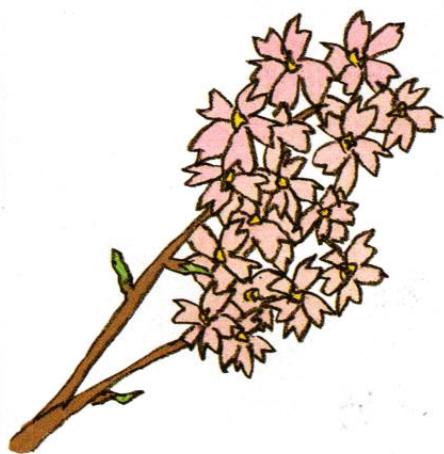


廣域連合だより

第3号

しあわせだ
なあ時^どが本^{ほん}当^{とう}の
なあわせじや
ないがなあ



金太郎



連合データ

人口: 1,108,334人
うち65歳以上: 228,783人
高齢化率: 20.6%
(平成12年3月31日現在)

平成13年度の第1号被保険者 (65歳以上の方)の保険料について

1.広域連合の介護保険料(平成12年4月～平成15年3月)

広域連合における平成12年4月～平成15年3月までの保険料基準額は、34,896円（基準月額2,908円×12月=34,896円）です。各段階別の介護保険料は下記のとおりとなります。

所得段階	対象者	基準額×割合	年間保険料額
第1段階	生活保護の受給者、住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	34,896円×0.5	17,448円
第2段階	本人、世帯とも住民税非課税	34,896円×0.75	26,172円
第3段階	本人が住民税非課税（世帯の中に課税者がいる）	34,896円×1.0	34,896円
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円未満	34,896円×1.25	43,620円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が250万円以上	34,896円×1.5	52,344円

※保険料は前年中の所得等に応じて、個人ごとに決められます。

※「合計所得金額」とは、例えば年金収入のみの方であれば、年金収入額から公的年金控除額を差し引いた額です。

2.平成13年度の介護保険料

国の介護保険料軽減措置により、平成13年4月～9月までは本来の保険料の半額を、10月からは本来の保険料を納めていただくことになりますので、これを年額に換算すると、
平成13年度は、本来の年間保険料額の3／4を納めていただくことになります。

■ 特別徴収（平成12年度より引き続き年金から天引きされる方）

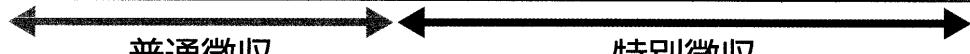
	年間保険料額	4月	6月	8月	10月	12月	2月
第1段階	13,086円	1,400円	1,400円	1,400円	3,086円	2,900円	2,900円
第2段階	19,629円	2,100円	2,100円	2,100円	4,529円	4,400円	4,400円
第3段階	26,172円	2,900円	2,900円	2,900円	5,872円	5,800円	5,800円
第4段階	32,715円	3,600円	3,600円	3,600円	7,315円	7,300円	7,300円
第5段階	39,258円	4,300円	4,300円	4,300円	8,958円	8,700円	8,700円

普通徴収(口座振替または金融機関窓口納付)

	年間保険料額	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1段階	13,086円	1,386円	900円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
第2段階	19,629円	1,429円	1,400円	2,800円	2,800円	2,800円	2,800円	2,800円	2,800円
第3段階	26,172円	2,172円	1,800円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円
第4段階	32,715円	2,815円	2,300円	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円
第5段階	39,258円	2,858円	2,800円	5,600円	5,600円	5,600円	5,600円	5,600円	5,600円

併用徴収(平成13年度から新たに特別徴収の対象となられる方)

	年間保険料額	8月	9月	10月	12月	2月
第1段階	13,086円	2,286円	2,100円	2,900円	2,900円	2,900円
第2段階	19,629円	3,229円	3,200円	4,400円	4,400円	4,400円
第3段階	26,172円	4,472円	4,300円	5,800円	5,800円	5,800円
第4段階	32,715円	5,415円	5,400円	7,300円	7,300円	7,300円
第5段階	39,258円	6,658円	6,500円	8,700円	8,700円	8,700円



(口座振替または納付書による納付) (年金の定期払いの際にあらかじめ差し引かれます)

*併用徴収の場合、9月までの保険料相当額を8,9月の2回の納期で徴収するため、9月までの保険料の合算が10月～3月までの保険料の合算の概ね2分の1となります。

3.介護保険料の納め方

保険料の納め方は次の3種類(特別徴収・普通徴収・併用徴収)に分かれています。

①特別徴収

平成12年度の介護保険料を年金の定期払いの際にあらかじめ差し引かれていた〔特別徴収といいます〕方については、平成13年度も引き続き、特別徴収となり、年金の定期払い(年6回)の際にあらかじめ差し引かれます。

②普通徴収

特別徴収対象年金を受給されていない方、年度途中で65歳になられた方、特別徴収対象年金月額が15,000円未満の方、又は年金受給権の無い方は、金融機関の口座振替や広域連合から送付される納付書による直接納付(普通徴収といいます)となり、8月から翌年3月までの年8回(8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月)の納付となります。

③併用徴収

平成12年度中に65歳になられた方や、65歳以上で転入された方で、特別徴収の対象となる方は、平成13年10月から特別徴収となりますので、平成13年度前半(8月・9月)は普通徴収、平成13年度後半(10月・12月・2月)から特別徴収という納付方法となります。

特別徴収の対象となる年金とその優先順位

下表のように介護保険法で優先順位が決まっていますので、
特別徴収の対象となる年金を複数受給していても任意に選ぶことはできません

・特別徴収対象年金と優先順位（介護保険法第135条第3項、介護保険施行令第42条）

- 1.国民年金法による老齢基礎年金
- 2.昭和60年国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金。
- 3.昭和60年国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金。
- 4.昭和60年国民年金等改正法第5条の規定による改正前の船員保険法による老齢年金及び通算老齢年金。
- 5.国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号。以下「昭和60年国共済法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法並びに昭和60年国共済法等改正法第2条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金。
- 6.農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和60年法律第107号）による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和33年法律第99号）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金。
- 7.私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金。
- 8.地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号。以下「昭和60年地共済法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法並びに昭和60年地共済法等改正法第2条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金。

家族介護慰労事業を実施します

介護保険制度は、基本的に在宅サービスを提供することにより高齢者を介護している家族を支援するものですが、介護保険のサービスを利用しないで自分たちの手で介護したいという家族もおられます。平成13年度は、このように在宅で高齢者を介護する家族に対して慰労金を支給します。

要介護4又は5の認定を受けた方で、介護保険サービスを1年以上利用せず在宅高齢者を介護している市町村民税非課税世帯の家族を支給の対象とします。

慰労金の支給を希望される方は、申請が必要となります。申請は平成13年4月2日から市町村の介護保険担当窓口で受け付けます。

支給要件などの詳細は、市町村の介護保険担当窓口・広域連合各支部にお問い合わせ下さい。

短期入所サービスを利用される方へ

短期入所サービスとは

普段は在宅で介護を受けている人が、施設（特別養護老人ホームなど）に短期間入所し、その施設で介護サービスを受けることをいいます。

このサービスは利用者本人への手助けはもとより、介護にあたる家族などの心身の負担を軽減する制度で、介護者の高齢や病気、冠婚葬祭や旅行などにより、一時的に在宅で介護を続けることが困難になる場合などに利用できます。

短期入所サービスの振り替え措置について

このサービスは、現在要介護度ごとに利用できる日数が決められていますが、その月の訪問通所サービス（ホームヘルプサービスやデイサービスなど）の未利用額に応じて短期入所サービスへ振り替えることができるようになっています。なお、この振り替え措置によって認められた日数のサービスを利用した場合、その分のサービス費用は、償還払い（いったん本人がサービスの全額を自己負担したあと、サービスにかかった費用の9割について請求する方法）となります。利用者の負担を軽減するため、受領委任払い（注※）により1割の利用者負担でサービスを利用する事が出来ます。

（注※）受領委任払いとは広域連合と短期入所サービス事業者が事前に契約を結び、その事業者から利用者がサービスを受けた場合に、本人がサービスにかかった費用のうち9割分の請求を事業者に委ねることに同意することによって、1割の利用者負担で利用することができる制度です。

短期入所サービスについての詳細は、広域連合の本部・支部、市町村介護保険担当窓口や介護支援専門員（ケアマネジャー）にお問い合わせ下さい。



ケアマネジャー研修会に350名参加

福岡県介護保険広域連合では、ケアマネジャーが介護サービス利用者の要望に的確に対応できるよう技術の向上を目指し、平成12年11月13日、広域連合内で活動しているケアマネジャー（介護支援専門員）を対象にした研修会を開催しました。

当日は、約350名の出席があり、研修会では厚生省医療保健福祉審議会介護給付費部会委員で大正大学教授の橋本泰子先生による『介護支援専門員への期待』と題した講演があり、当日のアンケートでは「ケアマネジメントの再認識ができた」などの感想が多数寄せられました。



研修会の様子

第2回 認定審査会平準化委員会が開催されました

平成12年12月2日に本年度2回目の認定審査会平準化委員会が開催されました。

今回は、各委員がそれぞれ事前に具体的な事例研究を行った結果を持ちより、その結果について熱心な意見交換が行われました。

今後も、公平な審査判定を行うため、事例検討などの協議が続けられます。

議会だより

平成13年第1回福岡県介護保険広域連合議会定例会

平成13年第1回福岡県介護保険広域連合議会定例会が、平成13年1月26日に開会されました。この定例会では、議案10件と承認2件が審議され、すべて原案通り可決されました。議案等については次のとおりです。

第1号議案	福岡県介護保険広域連合電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例を廃止する条例の制定について
第2号議案	福岡県介護保険広域連合職員の再任用に関する条例の制定について
第3号議案	福岡県介護保険広域連合職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
第4号議案	福岡県介護保険広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第5号議案	福岡県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
第6号議案	平成12年度福岡県介護保険広域連合一般会計補正予算(第2号)について
第7号議案	平成12年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
第8号議案	平成13年度福岡県介護保険広域連合一般会計予算について
第9号議案	平成13年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計予算について
第10号議案	福岡県介護保険広域連合広域計画の策定について
第1号承認	福岡県介護保険広域連合本部及び支部の位置及び名称等に関する条例の一部を改正する条例について
第2号承認	福岡県介護保険広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

平成13年度予算

福岡県介護保険広域連合の予算は、一般会計と、介護保険事業特別会計の2つから成り立ちます。

平成13年度の当初予算総額は、一般会計が102億1,404万1千円、介護保険事業特別会計が587億4,042万9千円です。

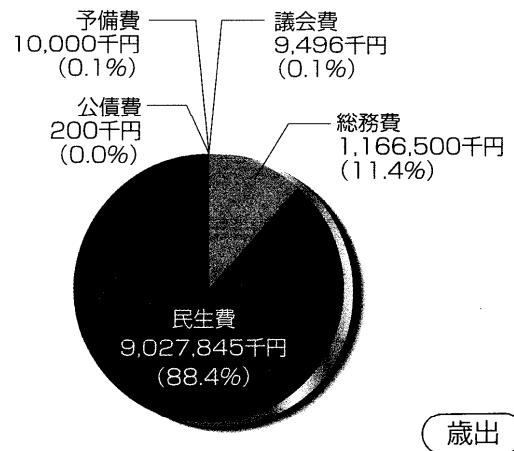
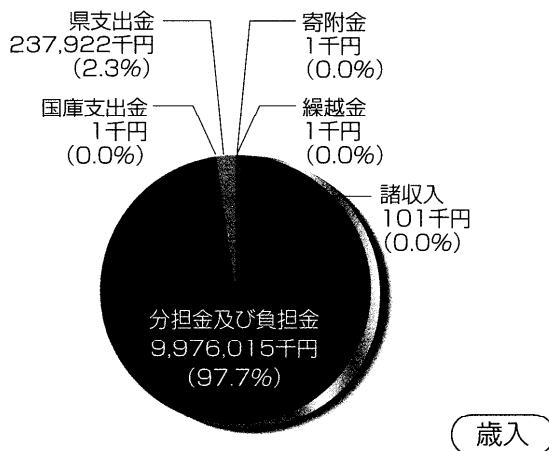
一般会計は、広域連合全体の組織運営・管理に必要な経費を中心に編成され、歳出予算のうち最も多い予算科目は、介護保険事業特別会計への繰出金が計上されている民生費で、90億2,784万5千円(88.4%)となりました。

また歳入予算のほとんどを占める分担金及び負担金は、構成市町村からの負担金で、構成市町村それぞれの総人口や高齢者人口、財政規模や給付費による割合など客観的な数値に基づいて算定しており99億7,601万5千円(97.7%)となっています。

介護保険事業特別会計は、介護保険事業を行うために必要な経費を計上しており、その主なものは、要介護認定を受けた被保険者が利用するサービスに充てられる保険給付費で、565億2,014万円(96.2%)となっています。

また、歳入のうち保険料については、平成13年9月まで保険料の軽減措置が継続されるため、本来の保険料収入額の4分の3程度にあたる60億1,720万9千円となりました。

一般会計予算



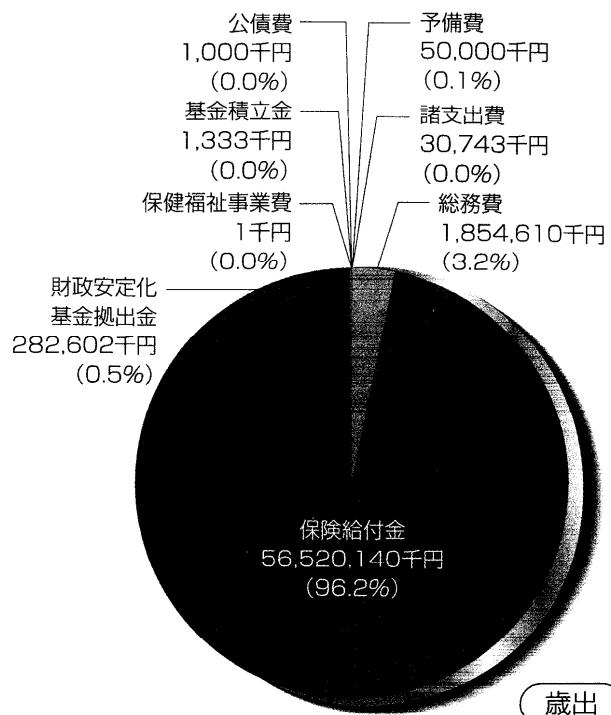
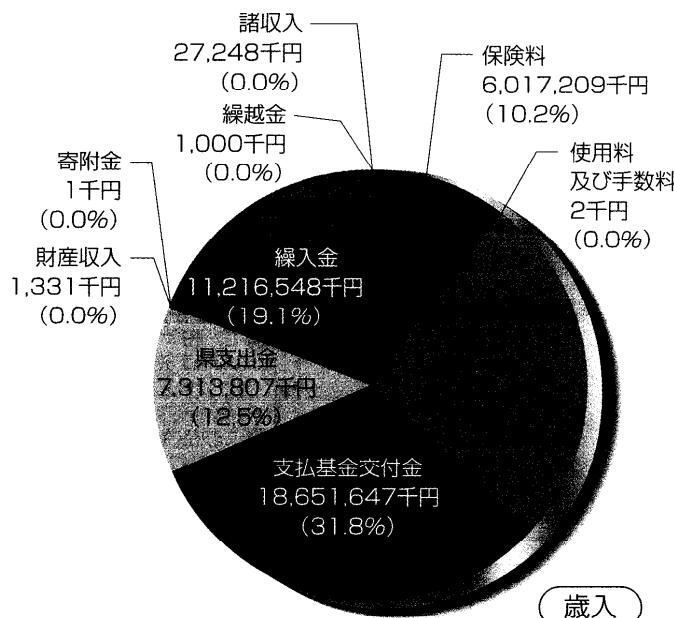
(歳入)

予算科目	金額 (千円)	構成比
分担金及び負担金	9,976,015	97.7%
国庫支出金	1	0.0%
県支出金	237,922	2.3%
寄附金	1	0.0%
繰越金	1	0.0%
諸収入	101	0.0%
合計	10,214,041	100.0%

(歳出)

予算科目	金額 (千円)	構成比
議会費	9,496	0.1%
総務費	1,166,500	11.4%
民生費	9,027,845	88.4%
公債費	200	0.0%
予備費	10,000	0.1%
合計	10,214,041	100.0%

介護保険事業特別会計



(歳入)

予算科目	金額(千円)	構成比
保険料	6,017,209	10.2%
使用料及び手数料	2	0.0%
国庫支出金	15,511,636	26.4%
支払基金交付金	18,651,647	31.8%
県支出金	7,313,807	12.5%
財産収入	1,331	0.0%
寄附金	1	0.0%
繰入金	11,216,548	19.1%
繰越金	1,000	0.0%
諸収入	27,248	0.0%
合 計	58,740,429	100.0%

(歳出)

予算科目	金額(千円)	構成比
総務費	1,854,610	3.2%
保険給付金	56,520,140	96.2%
財政安定化基金拠出金	282,602	0.5%
保健福祉事業費	1	0.0%
基金積立金	1,333	0.0%
公債費	1,000	0.0%
諸支出費	30,743	0.0%
予備費	50,000	0.1%
合 計	58,740,429	100.0%

広域計画を策定しました

“テーマは「みんなでささえあう高齢社会」”

広域計画は、広域連合の運営指針となるもので、市町村でいえばマスター・プランに対応するものです。

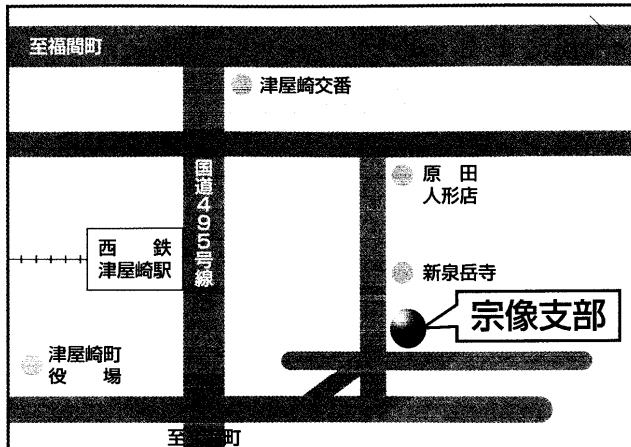
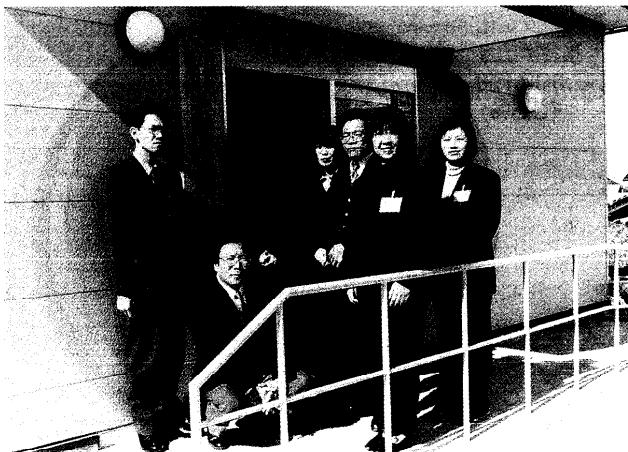
先の1月議会定例会において議決され、「みんなでささえあう高齢社会」を基本理念として次の4つの目標を掲げ、構成市町村と一緒に住民の皆さんのが住みなれた地域で安心して暮らしていける社会の創造を目指します。

- 介護保険事務の共同化：広域連合のスケールメリットを生かし事務の効率化を図ります
- 認定・給付水準の平準化：介護サービスの質・量がどこでも同水準になるよう努めます
- 人材の育成・確保：介護保険に精通した人材の確保と育成に努めます
- 住民サービスの向上：広域化により事務が集約されることで、住民の皆さんとの距離が離れてしまうことのないよう、皆さんの利便性を第一に住民サービスに努めます

私たちが窓回です。 安部訪問

宗像支部

宗像郡津屋崎町大字津屋崎849
TEL 0940-34-5700 Fax 0940-34-5702
職員 5人 訪問調査員 3人 介護相談員 3人

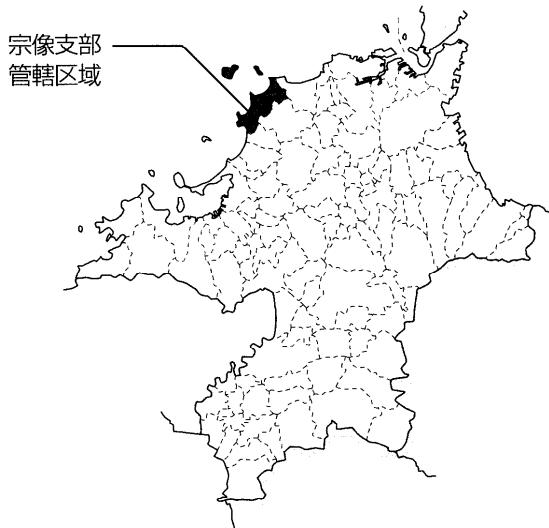


	総人口	高齢者人口 (65歳以上)	高齢化率
智頭市町村	25,196人	5,745人	22.8%
津屋崎町	14,232人	3,180人	22.3%
玄海町	10,008人	2,244人	22.4%
大島村	956人	321人	33.6%

(平成13年1月末日現在 福岡県介護保険広域連合調べ)

「管轄市町村の中に大島と地島の2つの島を持っているのが特徴ですね」という宗像支部。「天候によっては、ひどい船酔いで島に着き、調査の前にまず体調を整えたり」と調査員の川添由紀子さん。この日の調査対象は大島村に住む96歳の大嶋さん。10年ほど前に患った緑内障が原因で視覚に障害があり、歩くのも少し不自由。娘さんとの二人暮らしで、娘さんが不在のときに、食事のお世話など、ヘルパーさんを頼んでいます。若いときに島のリーダーとして活躍した人だけに『自分のことは自分で』という姿勢が強いのですが、実情を把握するのも調査員の大切な役目。川添さんの丁寧な質問が続きます。

宗像支部では、今日も、3人の訪問調査員と3人の相談員が管轄区域を元気に回っています。



[出来るだけリラックスして、お話ししていただけるよう心がけています。]



ご本人の前で話しくいことがあったら、訪問日時の打ち合わせの時に、その旨、お申し出くださいね。

京都支部

京都郡勝山町大字上田941-1 勝山中央公民館2階

TEL 0930-32-8032 Fax 0930-32-8034

職員 5人 訪問調査員 3人 介護相談員 2人



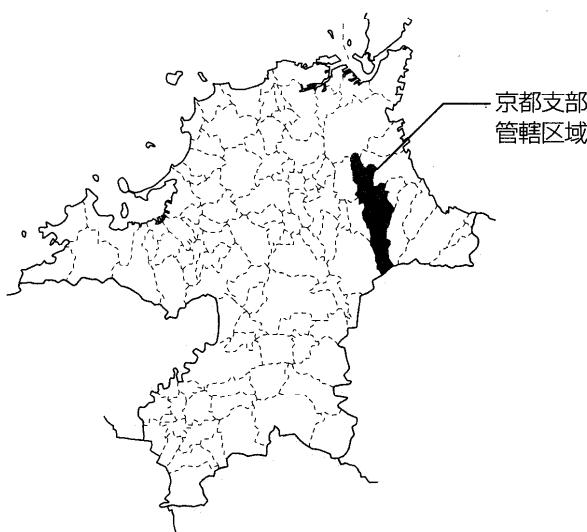
	総人口	高齢者人口 (65歳以上)	高齢化率
菅原町	15,244人	3,936人	25.8%
犀川町	7,890人	2,390人	30.3%
勝山町	7,354人	1,546人	21.0%

(平成13年1月末日現在 福岡県介護保険広域連合調べ)

管轄地域は2町。高齢化率は高いが、元気な高齢者が多いというのが京都支部。「農山村が多く、高齢者も仕事や地域でいろいろな役割を担っています。やはり、生活に張りがあると、いつまでも元気ですね」というのが3人の訪問調査員の一致した意見です。

「小さな支部ですが、家族のような雰囲気で迅速な業務を心がけています。」と、大久保正信事務長。また、町との連携も密で、被保険者にとって最良のサービスを提供できるように配慮し、日本最大の規模を誇る広域連合の充実を目指し、きめ細かく展開するのが京都支部のモットーです。

昨年12月に活動を始めた介護相談員の2人。「訪問調査後に、被保険者のフォローをするのが私たちの役目。何でも気軽に相談してくださいね。」



[今日も調査員と介護相談員との間で活発な意見交換が行われます。]



認定結果は必要に応じて支部または町の保健婦が持参し、アフターケアに努めています。
分からぬことは、気軽にご相談ください。

お詫びと訂正

広域連合だより第2号(平成12年9月15日発行)の農協支部紹介記事の本文2行目において、1市3町2村のところを
1市2町3村とあやまって記載しておりました。ここに訂正して、お詫び致します。

福岡県介護保険広域連合に加入の72市町村

支部名	市町村名	電話番号
柏屋支部 <small>柏屋郡久山町大字久原3168-1 柏屋医師会館等広域施設3階 Tel 092-652-3111 Fax 092-652-3106</small>	宇美町	092-932-1111
	篠栗町	092-947-1111
	志免町	092-935-1001
	須恵町	092-932-1151
	新宮町	092-962-0231
	久山町	092-976-1111
宗像支部 <small>宗像郡津屋崎町大字津屋崎849 Tel 0940-34-5700 Fax 0940-34-5702</small>	津屋崎町	0940-52-1234
	玄海町	0940-62-2111
	大島村	0940-72-2211
遠賀支部 <small>遠賀郡遠賀町大字今古賀513 遠賀町役場横 車庫棟2階 Tel 093-291-5266 Fax 093-291-5281</small>	芦屋町	093-222-2123
	水巻町	093-201-4321
	岡垣町	093-282-1211
	遠賀町	093-293-1234
鞍手支部 <small>鞍手郡宮田町大字宮田20-5 Tel 0949-34-5046 Fax 0949-34-5047</small>	小竹町	09496-2-1219
	鞍手町	0949-42-2111
	宮田町	0949-32-0515
	若宮町	0949-52-1111
嘉穂・山田支部 <small>嘉穂郡稻築町大字鷺生392-1 Tel 0948-20-5016 Fax 0948-20-5020</small>	山田市	0948-53-1121
	桂川町	0948-65-1100
	稻築町	0948-42-1231
	碓井町	0948-62-2270
	嘉穂町	0948-57-1212
	筑穂町	0948-72-1100
	穂波町	0948-22-0380
	庄内町	0948-82-1200
朝倉支部 <small>甘木市大字甘木873-3 甘木朝倉市町村会館内 Tel 0946-21-8021 Fax 0946-21-8031</small>	額田町	09486-2-2211
	杷木町	0946-62-1110
	朝倉町	0946-52-1111
	三輪町	0946-24-8750
	夜須町	0946-42-3111
	小石原村	0946-74-2311
糸島支部 <small>前原市前原中央2-13-17 Tel 092-331-2033 Fax 092-331-2036</small>	宝珠山村	0946-72-2311
	二丈町	092-325-1111
	志摩町	092-327-1111
	吉井町	09437-5-3111
浮羽・三井支部 <small>浮羽郡吉井町699-1 Tel 09437-4-5355 Fax 09437-4-5353</small>	田主丸町	09437-2-2111
	浮羽町	09437-7-2111
	北野町	0942-78-3551
	大刀洗町	0942-77-0101

支部名	市町村名	電話番号
三潴支部 <small>三潴郡大木町大字八町牟田255-7 Tel 0944-75-2172 Fax 0944-75-2175</small>	城島町	0942-62-2111
	大木町	0944-32-1013
	三潴町	0942-64-2311
	黒木町	0943-42-1111
	上陽町	0943-54-2211
	立花町	0943-23-5141
八女支部 <small>八女市大字津江565-3 Tel 0943-25-2005 Fax 0943-25-2073</small>	広川町	0943-32-1111
	矢部村	0943-47-3111
	星野村	0943-52-3111
	柳川市	0944-73-8111
	瀬高町	0944-63-6111
	大和町	0944-76-1111
柳川・山門・三池支部 <small>山門郡瀬高町大字小川16-3 山門三池郡自治会館内 Tel 0944-64-1230 Fax 0944-64-1233</small>	三橋町	0944-72-7111
	山川町	0944-67-1111
	高田町	0944-22-5611
	田川市	0947-44-2000
	香春町	0947-32-2511
	添田町	0947-82-1231
田川支部 <small>田川市新町18-7 田川自治会館内 Tel 0947-49-1093 Fax 0947-49-1097</small>	金田町	0947-22-0555
	糸田町	0947-26-1231
	川崎町	0947-72-3000
	赤池町	0947-28-2004
	方城町	0947-22-5101
	大任町	0947-63-3000
京都支部 <small>京都郡勝山町大字上田941-1 Tel 0930-32-8032 Fax 0930-32-8034</small>	赤村	0947-62-3000
	犀川町	0930-42-0001
	勝山町	0930-32-2511
	豊前市	0979-82-1111
	椎田町	0930-56-0300
	吉富町	0979-24-1122
豊築支部 <small>豊前市大字八屋1702-5 Tel 0979-84-1111 Fax 0979-84-1116</small>	築城町	0930-52-0001
	新吉富村	0979-72-1455
	大平村	0979-72-2111

本部

福岡市博多区千代4-1-27 福岡県自治会館内
Tel 092-643-7055 Fax 092-641-2432



話は変わりますが、先日、広域連合の支部職員同士の結婚の話を聞きました。同じ広域連合といつても、二人が所属する支部は福岡県の北と西に位置するところにあります。遠く離れていた二人が出会ったのも、多くの市町村で構成された広域連合の効果の一つなのかもしれません。いつまでもお幸せに。

編集後記

節分も過ぎ、暦の上ではもう春なのですが、まだまだ春を感じるには寒い日が続いていました。

しかし、先日終業のチャイムが鳴り、ふと窓辺に目を移すと、外はまだ明るく、1日1日と日が長くなつていて、自分が気がつかないうちに季節が移り変わつていていることにおどろきました。

そういえば近くの公園でもちらほら梅の花が咲いていたのを思い出しつつのまにか季節への関心が薄れています。暑い寒いだけではなく、もっと季節に目をむければ、すこし違った一年が過ぎるはずですよね。

話は変わりますが、先日、広域連合の支部職員同士の結婚の話を聞きました。同じ広域連合といつても、二人が所属する支部は福岡県の北と西に位置するところにあります。遠く離れていた二人が出会ったのも、多くの市町村で構成された広域連合の効果の一つなのかもしれません。いつまでもお幸せに。